

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：総務部管財課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
法-1	地方自治法	第 2 3 8 条 の 4 第 9 項	行政財産使用許可の取消し
処分基準の内容 石巻市行政財産目的外使用許可等処理基準 平成 1 7 年石巻市訓令第 6 4 号 第 4 許可の取消し 1 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 9 項の規定により、次の場合には、一方的に取り消すことができる。 (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき (2) 許可の条件に違反する次に掲げる行為があると認められるとき ア 許可した面積、数量等を超えて使用したとき。 イ 許可した期間を超えて使用したとき。 ウ 指定した用途以外に使用したとき。 エ 第三者に転貸し、又は使用权を譲渡したとき。 オ 市の承認を受けずに使用財産の修繕、模様替え、現状変更等を行ったとき。 カ 使用料又は光熱水費を 3 か月間滞納したとき。 キ 市が求めた現状調査若しくは資料の提出を拒否し、又はその他の維持使用に関する指示に応じないとき。 ク その他特別に付加した条件に違反したとき。			
設定年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日	最終更新日	令和 5 年 4 月 1 日